

(お知らせ)

令和2年4月21日
京都市新型コロナウイルス感染症対策本部
担当：保健福祉局医療衛生推進室
電話：075-222-4244

新型コロナウイルス感染症患者の退院及び入院勧告の解除について

本市において発表しました新型コロナウイルス感染症患者について、症状が軽快したことから、衛生環境研究所において、2回にわたり、PCR検査を行った結果、いずれも陰性となりました。

厚生労働省の退院に関する基準に合致し、下記のとおり退院又は入院勧告が解除されましたので、お知らせします。

記

事例	広報日	退院又は入院勧告解除の日
本市40例目	3月31日	4月18日
本市63例目	4月3日	4月18日
本市96例目	4月8日	4月21日
本市99例目	4月9日	4月21日
本市106例目	4月10日	4月21日
本市116例目	4月11日	4月21日

【参考】退院に関する基準（厚生労働省資料抜粋）

軽快（※）後、24時間後にPCR検査を実施して陰性が確認され、1回目の検体採取から24時間後の検体で再度PCR検査を行った結果、陰性が確認されること。

※ 軽快…24時間37.5度以上の発熱がなく、呼吸器症状が改善傾向であること。